

白鳥中のいじめ防止対策の基本構想

<白鳥中学校の教育目標>

共に創る

学び合う 友と高まる 鍛え合う

いじめの問題に対する基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条

<基本認識>

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

<学校としての構え>

- ・学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

いじめの未然防止のための取組

「一人一人に確かな力をつける」「居りがいづくり」

- (1) 魅力ある学級・学校づくり
 - ・「分かる・できる授業」の推進
 - ・規範意識、主体性、自治力等を育成する指導
- (2) 命や人権を大切にする指導
 - ・豊かな心の育成
- (3) 全ての教育活動を通じた指導
 - ・自己指導能力の育成
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - ・情報モラル教育

🎓 学び合う生徒

学力の向上

👫 友と高まる生徒

連帯感の向上

🏋️ 鍛え合う生徒

学校生活の質の向上

いじめの早期発見・早期対応

「一人一人の生徒に徹して寄り添う」

- (1) 的確な情報収集、校内連携体制の充実
 - ・日常の生徒観察、二者懇談
 - ・アンケート調査等の実施
- (2) 教育相談の充実
 - ・スクールカウンセラー、スクール相談員、中学校相談員の活用
- (3) 教職員の研修の充実
 - ・研修会（各種啓発資料の活用、具体的事案を例とした）の実施
- (4) 保護者との連携
 - ・保護者の理解や協力（懇談会やPTA諸事業等でのつながりの強化）
- (5) 関係機関等との連携

いじめ未然防止・対策委員会

学校職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭、該当担任

学校職員以外：保護者代表、学校評議員、スクールカウンセラー、民生児童委員、人権擁護委員 等